



環境省では、公共用水域および地下水の要監視項目に PFOS と PFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸）を追加し、両物質の合計値で 0.00005 mg/L 以下（50 ng/L 以下）を暫定の目標値として定めることを 2020 年 5 月 28 日付で各都道府県知事等に通知し、即日運用が開始されました。また、2020 年 6 月 11 日の環境省の発表によると、全国の河川、湖沼、海域、地下水、湧水の合計 171 地点で水質調査を行った結果、160 地点で PFOS もしくは PFOA が検出されるとともに、そのうちの 37 地点では水環境の暫定的な目標値（両物質合計で 50ng/L）の超過が報告されています。

要監視項目は環境基準項目の予備軍のようなもので、現時点では直ちに規制対象となりませんが、人の健康の保護の観点から知見の集積に努めるべきものとされています。すでに検出事例が多く報告されているわけですが、その背景として、これらの物質が撥水・撥油、耐熱、耐薬品性等の高い利便性を持ち、殺虫剤、消火剤から撥水剤、表面処理剤、乳化剤等の幅広い産業、分野で使用されてきた経緯があります。

暫定の目標値である 50 ng/L は、従来規制対象となっていた他の物質と比較して非常に低い濃度レベルです。分析方法は環境省等から通知されていますが、詳細の統一されたサンプリング方法は定められていません。ERM が確認している中でも、ふっ素系の樹脂製品がサンプリングツールや井戸材料などに含まれていたり、作業員が着る服や化粧品にも注意をしなければならないことがわかっています。ERM ではこれまでに国内外で PFOS/PFOA を含む PFAS（パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物）に関してリスク評価、課題解決のお手伝いをしています。ご相談等あればお気軽にお問合せください。

(ERM 日本 プリンシパル・コンサルタント 星野 隆行)

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニューズレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニューズレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニューズレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニューズレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニューズレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニューズレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.com までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

イー・アール・エム日本株式会社

〒220-8119 横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 19 階

E-mail: ERM.JapanNewsletter@erm.com

Website: www.erm.com

The Business of Sustainability

Read our 2019 [Sustainability Report: From The What to The How](#), and [ERM Foundation Annual Review](#)

[Read ERM's response to the COVID-19 pandemic](#)

